

3. 外貨貯蓄預金自動つみたてプラン規定

1. (外貨貯蓄預金自動つみたてプラン)

外貨貯蓄預金自動つみたてプラン（以下「自動つみたてプラン」といいます。）のご利用にあたっては、あらかじめ「外貨貯蓄預金自動つみたてプラン申込書」により、振替日、振替金額（円貨額）および当行同一支店内の同一名義人の円貨の普通預金口座もしくは当座勘定口座（以下「指定預金口座」といいます。）等を届出るものとします。

当行は、指定された振替日に指定された振替内容による振替金額を指定預金口座から引落しのうえ、その金額を当行所定の相場で換算した外貨額をもって、外貨貯蓄預金口座に入金します。ただし、積増月の指定がある場合には、積増月の指定金額はあらかじめ指定された積増月振替金額とします。

2. (自動振替)

(1)振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。5千円以上の金額でご指定ください。

なお、自動つみたてプランご利用による引落としと他商品・他サービスでの自動振替による引落としが同日に行われる場合、その何れを先に引落すかは当行の任意とします。

(2)前記(1)の場合、指定預金口座からの引落としについては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は必要ありません。

(3)振替日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替えます。

(4)振替日に次のいずれかに該当するときは、ご通知することなくその月の振替はいたしません。

①当行所定の引落とし処理時に、指定預金口座の残高（残高については、受入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた残高）が振替金額に満たない場合（振替日当日の入金であっても、引落とし処理後に入金となった場合、本取扱いはいたしません）

②指定預金口座が総合口座またはカードローン取引口座で引落とし後のお預り残高が零未満になる場合

3. (外貨貯蓄預金口座への入金)

振替日における外貨貯蓄預金への入金金額は、前記2. (1)に定める振替金額を当行所定の外国為替相場を使用し算出します。

4. (取引内容の変更)

振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合は、当行所定の方法により振替日の前営業日までにお届出のうえ所定の手続きをお取りください。

5. (解約等)

(1)この自動つみたてプランは、特にお申出のない限り同一条件でお取扱いいたします。

(2)指定預金口座が解約された場合には、自動つみたてプランのお取扱いは終了したものとしてお取扱いいたします。

(3)この自動つみたてプラン契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、振替日の前営業日までに当行所定の書面で行うものとします。

(4)なお、当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない場合等、相当の事由があるときは、特に申出がない限り、この契約は終了したものとしてお取扱いさせていただきます。

(5)自動つみたてプランは金融情勢の変化・お取扱い通貨国の諸事情によりお取扱いを中止する場合があります。

6. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認めら

れる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)